

お薬のしおり

No.180 (H29.2)

東京医科大学病院 薬剤部

自動車運転等に影響を与えるお薬について

みなさんは、薬の副作用で、意識障害やめまい、急な眠気など、安全な自動車運転が出来ないおそれのある薬をご存じですか？

薬の影響による急な眠気は、いわゆる一般的な眠気とは多少異なり、車を停車させる間もなく襲われる眠気で、実際に事故を起こした人の話しによると、「事故前には疲れている感覚はあったが、眠いとは感じなかった。事故時の記憶はまったく無かった」と言います。また、薬の副作用は、当日の体調や食事との組み合わせなどによって、非常に強く現れることがあり、「今までは大丈夫だった」という経験がまったく役に立ちません。

平成26年の^{どうろこうつうほうかいせい}道路交通法改正では、薬の影響による^{えいきょう}交通事故に「危険運転致死傷罪」が適用されることになり、平成26年中に12件の交通事故で薬の影響での危険運転致死傷罪での^{きそ}起訴が行われています。

眠気をもよおす医薬品には、服薬中の自動車運転等に関して、添付文書上で注意喚起されているものがあります。具体的には、①添付文書の「警告」の欄にあるものは服用中の自動車運転等を禁止し、②「使用上の注意」の欄にあるものは「操作に従事させないよう注意すること」や、「操作する際には注意させること」と自動車運転等の注意として区別されています。

<お薬の一例>

① (パーキンソン病、レストレスレッグス症候群治療薬) ビ・シフロール、ミラペックスLA、レキップCR、ニュープロパッチなど：

「前兆のない突発的睡眠及び傾眠等がみられることがあり、また突発的睡眠等により自動車事故を起こした例が報告されているので、患者に本剤の突発的睡眠及び傾眠等についてよく説明し、本剤服用中には、自動車の運転、機械の操作、高所作業等危険を伴う作業に従事させないよう注意すること」



②鎮痛薬（インドメタシン、モービック）、鎮咳薬（メジコン、コデインリン酸塩）など：「眠気、めまい、ふらつき感等があらわれることがあるので、本剤投与中の患者には、自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事させないように十分注意すること。」

注意喚起の理由としては、多くの薬剤が、眠気やめまい、ふらつき、傾眠、突発性睡眠、視調節障害、低血糖、意識障害などが挙げられます。しかしながら、事故の副作用報告がない場合や、医薬品の服用と自動車運転等による事故との因果関係が明確でない場合などは、添付文書に自動車運転等の注意の記載がなされていないものもあります。

<最近のトピックス>

抗うつ薬であるセロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害薬（SNRI）のミルナシبران塩酸塩（商品名：トレドミンなど）、デュロキセチン塩酸塩（商品名：サインバルタ）、ベンラファキシン塩酸塩（商品名：イフェクサーSR）は、これまで自動車運転等が禁止されていましたが、厚生労働省は、2016年11月、添付文書改訂を指示し、「患者が眠気、めまい等の症状を自覚した場合は、操作に従事しないよう指導する」ことを条件として、運転等注意薬へ変更されました。

●上記薬剤を処方された患者が自動車運転等を行う際に患者が注意すべき点

- ① 本剤の投与により、めまい、眠気に代表される自動車運転等に影響を与える可能性のある副作用が発生することがある。
- ② 投与初期、他剤からの切り替え時、用量変更時等は上記副作用が発生しやすいため、可能な限り自動車運転等を控え、めまい、眠気や睡眠不足等の体調不良を自覚した場合は、自動車運転等を絶対に行わない。

<市販薬>市販のお薬（一般用医薬品・要指導医薬品）の場合は、そのお薬のパッケージの表示を確認し、不安がある場合は、薬剤師や登録販売者に相談してください。なお、要指導医薬品や第1類医薬品については、薬剤師から注意があります。

パッケージ表示例：「服用後、乗り物又は機械類の運転操作をしないこと」などと記載されています。購入後は説明書（添付文書）も確認しましょう。

お薬のことでご不明な点やご不安な点がある場合には、医師又は薬剤師までご相談ください。

